

品川区DX・デジタル技術活用推進事業助成金交付要綱

制定 令和4年3月24日区長決定 要綱第100号

改正 令和7年4月 1日区長決定 要綱第158号

(目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業等のDX化およびデジタル技術活用を推進するための事業に係る経費の一部を予算の範囲内で品川区DX・デジタル技術活用推進事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、品川区内外中小企業等の生産性向上および新事業創出・新技術開発等による競争力強化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、別表に定めるとおりとする。

(助成事業および助成経費)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）および経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に定めるもののうち区長が必要かつ適当と認めるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定める助成金額と助成対象事業に係る支払金額のうちいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

ただし、当該助成金の額は、別表に定める上限額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、区長に対し、Webサイトを用いたオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）

(2) 実施事業名

(3) 助成対象事業の実施計画

(4) 助成対象経費およびその内訳

(5) 助成金の交付申請額

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付・不交付決定)

第6条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否および額を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）または助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

(助成事業の変更等)

第7条 交付対象者は、助成対象事業の内容および経費の変更または助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止（変更）承認申請書（第4号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容について審査し、適当と認める場合には、交付対象者に中止（変更）承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（助成事業遅延等の報告）

第8条 交付対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延理由について書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成対象事業の遂行状況について指定する日までに書面により区長に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付対象者は、助成対象事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、区長に対し、オンライン申請により速やかに実績の報告をしなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りではない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）

(2) 実施事業名

(3) 助成対象経費総額

(4) 助成金額

(5) 助成対象事業の実施内容および成果

(6) 助成対象事業の収支に関する事項

(7) 次条の規定により助成金の額が確定したときは、当該確定額を請求する旨

(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、交付対象者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）およびその他必要と認める書類を区長に提出しなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

（助成金の額の確定）

第11条 区長は、前条の規定による報告を受理した場合は、速やかに内容を審査し、助成対象事業等の成果が助成金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（第7号様式）により当該交付対象者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第12条 前条の規定により助成金交付確定通知を受けた交付対象者は、指定期日までに請求書（第8号様式）により助成金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、交付対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により、速やかに助成金を交付するものとする

（決定の取消し）

第13条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (助成金の返還)

第14条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分について既に助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(助成金の経理等)

第15条 交付対象者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業者が行う助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(取得財産等の管理および処分)

第16条 交付対象者は、助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 交付対象者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って使用しなければならない。

3 交付対象者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、または担保にしようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第9号様式）をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 区長は、前項の規定により承認を受けた交付対象者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査)

第17条 交付対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(準用)

第18条 この補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は、地域振興部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

所在地
事業者
代表者

品川区 D X ・ デジタル技術活用推進事業助成金交付申請書

品川区 D X ・ デジタル技術活用推進事業助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

（ 1 ） 実施交付対象事業名

（ 2 ） 事業実施計画書 別紙のとおり

（ 3 ） 助成事業に要する経費および補助金交付申請額

①助成対象経費 円

②助成金交付申請額 円

担 当
連絡先
電 話
E - mail

第 2 号様式（第 6 条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長 

品川区 D X ・ デジタル技術活用推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1. 助成事業名
- 2. 助成金交付決定額

金	千	百	十	万	千	百	十	円
額								

第 3 号様式（第 6 条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



品川区 D X ・ デジタル技術活用推進事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり
不交付とすることを決定したので通知します。

記

1. 助成金不交付となった事業名
2. 理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
事業者
代表者

品川区D X・デジタル技術活用推進事業助成金中止（変更）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成事業を下記
のとおり中止（変更）したいので、品川区D X・デジタル技術活用推進事業助
成金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

1. 実施事業名
2. 中止（変更）の理由

第5号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



品川区DX・デジタル技術活用推進事業助成金中止（変更）承認通知書

年 月 日付で中止（変更）承認申請のあった助成事業について下記のとおり承認します。

記

承認内容

1. 交付対象事業名
2. 別添「助成事業中止（変更）承認申請書」のとおり
3. 付帯条件

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地
事業者
代表者

品川区DX・デジタル技術活用推進事業助成金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成事業について、品川区DX・デジタル技術活用推進事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施事業名

2. 助成対象経費総額

3. 助成金額

4. 助成事業の実績報告
- (1) 助成事業実施内容および成果
(注) 助成事業の成果等を明らかにするための報告書を添付すること。
 - (2) 助成事業収支決算書
(注) 領収書等支払金額の確認できる書類を添付してください。

担当

連絡先

電話

E-mail

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長 

品川区D X・デジタル技術活用推進事業助成金交付確定通知書

年 月 日付第 号で通知した助成決定について、下記のとおり
交付金額を確定したので通知します。

記

- 1. 助成事業名
- 2. 助成金交付確定額

金	千	百	十	万	千	百	十	円
額								

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

年 月 日

品川区長 あて

年 月 日付 第 号で交付確定通知のあった助成金について品川区D X・デジタル技術活用推進事業助成金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

所在地
事業者
代表者

第 9 号様式（第 16 条関係）

年 月 日

品川区長あて

所在地（〒 ）

企業名

代表者役職・氏名

品川区 D X ・デジタル技術活用推進事業助成金に係る
取得財産等処分承認申請書

年 月 日付第 号で交付確定通知のあった助成金により取得した取得財産等の処分について、品川区 D X ・デジタル技術活用推進事業助成金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由

別表（第 2 条、第 4 条関係）

助成対象事業内容	助成金交付対象者	助成対象経費	助成金額
① DX 推進助成 自社内における生産工程等の一環で、一部または全行程の生産性向上を目的とした、製造現場の DX 化に係る機械設備導入事業経費の一部を助成する。	品川区内に 1 年以上主な事業所を置く中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）とする。ただし、次の各項目のいずれかに該当する者および区長が別に定める業種を除く。 ① 1 つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の 2 分の 1 以上を単独に所有または出資している中小企業者 ② 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の 3 分の 2 以上を所有または出資している中小企業者 ③ 役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している中小企業者 ④ 前 3 項目に掲げるもののほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者 ⑤ 法人住民税および法人事業税（個人事業主の場合は住民税および個人事業税）を滞納している者 ⑥ 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っている者 ⑦ 本助成金の申請前に本事業の個別支援（DX コーディネーター派遣）を受けたことがない者 ⑧ 当該年度に本事業に基づく助成金の支払いを受けたことがある者	製造現場に設置する機械設備費用等	助成対象経費の 3 分の 2 （限度額 300 万円）

② デジタル技術活用推進助成（ソフトウェア） 自社内における事務作業工程等の一環で、一部または全行程の生産性向上を目的とした、デジタル技術活用に係るソフトウェア導入事業経費の一部を助成する。	品川区内に1年以上主な事業所を置く中小企業者とする。ただし、次の各項目のいずれかに該当する者および区長が別に定める業種を除く。 ① 1つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している中小企業者 ② 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者 ③ 役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している中小企業者 ④ 前3項目に掲げるもののほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者 ⑤ 法人住民税および法人事業税（個人事業主の場合は住民税および個人事業税）を滞納している者 ⑥ 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っている者 ⑦ 当該年度に本事業に基づく助成金の支払いを受けたことがある者	ソフトウェア費用等	助成対象経費の3分の2 （限度額80万円）
---	--	------------------	----------------------------------

③ デジタル技術活用推進助成（ハードウェア） 自社内における業務効率化、省力化・省人化を目的とした、デジタル技術活用に係るハードウェア導入事業経費の一部を助成する。	品川区内に１年以上主な事業所を置く中小企業者とする。ただし、次の各項目のいずれかに該当する者および区長が別に定める業種を除く。 ① １つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の２分の１以上を単独に所有または出資している中小企業者 ② 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の３分の２以上を所有または出資している中小企業者 ③ 役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している中小企業者 ④ 前３項目に掲げるもののほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者 ⑤ 法人住民税および法人事業税（個人事業主の場合は住民税および個人事業税）を滞納している者 ⑥ 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っている者 ⑦ 当該年度に本事業に基づく助成金の支払いを受けたことがある者	機械設備費用等	助成対象経費の３分の２ （限度額８０万円）
--	--	----------------	----------------------------------